

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税及び保険料の納付管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那須塩原市は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

本市は地方税及び保険料の納付管理に関する事務において、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

## 評価実施機関名

栃木県那須塩原市長

## 公表日

令和7年8月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務
②事務の概要	・地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会
③システムの名称	収納消込システム 滞納整理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
納付情報ファイル 滞納者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第24,44,85,100,127項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第46条、第50条、第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会は実施する 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第二条の表48,49,69,70,71,115,116,117,131,132,155項  ■情報提供は実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部収税課
②所属長の役職名	収税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	総務部収税課 〒325-8501 栃木県那須塩原市共壘社108番地2 電話 0287-62-7123
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部収税課 〒325-8501 栃木県那須塩原市共壘社108番地2 電話 0287-62-7123
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月25日	事務の概要	<p>・地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻</p> <p>・情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。</p>	<p>・情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。</p>	事後	改版に伴い情報提供廃止
平成31年4月25日	システムの名称	<p>収納消込システム 総合窓口システム (※1) 統合宛名システム 中間サーバー ※1. 総合窓口システムを利用していない場合は記載不要</p>	<p>収納消込システム 総合窓口システム (※1) 統合宛名システム ※1. 総合窓口システムを利用していない場合は記載不要</p>	事後	改版に伴い情報提供廃止
平成31年4月25日	情報提供ネットワークによる情報連携	実施する	実施しない	事後	改版に伴い情報提供廃止
平成31年4月25日	法令上の根拠	<p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の1,2,7,28,29,42,46の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第25条</p> <p>■情報照会を実施しない</p>	<p>■情報提供は実施しない ■情報照会を実施しない</p>	事後	改版に伴い情報提供廃止
令和2年2月3日	1. ①事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。	事後	項目の見直し
令和2年2月3日	3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の第16,59,68,94項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68項	事後	項目の見直し
令和4年2月1日	1. ①事務の概要	<p>・地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻</p>	<p>・地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会</p>	事前	項目の見直し
令和4年2月1日	3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の第16,59,68,94項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68項	事前	項目の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月1日	4. ②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠) 情報照会を行わない</p> <p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条7号、 別表第二 第1項,2項,3項,4項,5項,9項,17項,26項,27項,30項,33項,39項,42項,43項,58項,62項,80項, 87項,93項,109項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日 内閣府・ 総務省令第7号)第1条,2条,3条,4条,5条,8条,19条,20条,22条の2,24条の2,25条,25条の2,31条の2, 33条,43条,44条,46条,55条の2 ※別表第二の第17,30の項に係る主務省令は未公布</p>	<p>■情報照会を実施する 番号法 第19条第8号 別表第二(第27項、45項、82項、94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)</p> <p>■情報提供は実施する ・番号法第19条8号、 別表第二 第1項,2項,3項,4項,5項,9項,17項,26項,27項,30項,33項,39項,42項,43項,58項,62項,80項, 87項,93項,109項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日 内閣府・ 総務省令第7号)第1条,2条,3条,4条,5条,8条,19条,20条,22条の2,24条の2,25条,25条の2,31条の2, 33条,43条,44条,46条,55条の2 ※別表第二の第17,30の項に係る主務省令は未公布</p>	事前	項目の見直し
令和4年2月14日	しきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の集計	令和3年4月1日 時点	令和4年2月14日 時点	事後	
令和4年2月14日	しきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の集計	令和3年4月1日 時点	令和4年2月14日 時点	事後	
令和4年6月13日	対家人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月13日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年12月4日	対家人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年12月4日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	対家人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	3. 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第46条、第50条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第24,44,85,100,127項番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第46条、第50条、第68条</p>	事後	
令和7年8月20日	4. ②法令上の根拠	<p>■情報照会を実施する 番号法 第19条第8号 別表第二(第27項、45項、82項、94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)</p> <p>■情報提供は実施する ・番号法第19条8号、 別表第二 第1項,2項,3項,4項,5項,9項,17項,26項,27項,30項,33項,39項,42項,43項,58項,62項,80項,87項,93項,109項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日 内閣府・総務省令第7号)第1条,2条,3条,4条,5条,8条,19条,20条,22条の2,24条の2,25条,25条の2,31条の2,33条,43条,44条,46条,55条の2 ※別表第二の第17,30の項に係る主務省令は未公布</p>	<p>■情報照会を実施する 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第二条の表 48,49,69,70,71,115,116,117,131,132,155項</p> <p>■情報提供は実施しない</p>	事後	